

地方公共団体投入調査 普通会計調査票記入要領

(平成 23 年産業連関構造調査)

内閣府経済社会総合研究所国民経済計算部

第 1 歳出の目的別区分 (款・項)

目的別歳出項目 (款・項) の区分は、総務省「地方財政状況調査」の区分に従い、別表 1 のとおり区分することとします。

第 2 調査対象経費の区分

1 「二 物件費」

普通建設事業費、災害復旧事業費、失業対策事業費に係るもの以外の物件費で、総務省「地方財政状況調査」性質別歳出項目「二物件費」の概念と一致しています。従って、総務省調査の計数が、目的別に次の細目に従って記載されます。

「1 賃 金」…賃金 (ただし、人件費に計上されるものを除く。)

「2 旅 費」…旅費

「3 交際費」…交際費

「4 需用費」…需用費 (ただし、家屋等の修繕で維持補修費に計上されるものは除く。)

「5 役務費」…役務費 (ただし、火災保険料及び自動車損害保険料等の保険料は除く。)

「6 備品購入費」…備品購入費 (ただし、一件百万円以上の機械器具等の購入費を除く。)

「7 委託料」…委託料 (映画製作委託料、交通量調査委託料、健康診断等反対給付のあるもので補助金的性格でないもの)

「8 その他」…共済費 (ただし、人件費に計上されるものを除く。)

報償費 (買上金に限る。)

使用料及び貸借料

原材料費 (ただし、事業費に計上されるものを除く。)

2 「三 維持補修費」

総務省「地方財政状況調査」性質別歳出項目「三 維持補修費」の概念と一致します。従って、総務省調査の計数が、目的別に記載されることとなります。

第3 調査対象経費（細目）の内訳区分と商品類型別区分

第2において調査対象経費（物件費など）を細目（需用費など）に区分したものをさらに別表2の要領に従って細目の内訳（消耗品費など）及び商品類型別に区分します。

計数の記入については、総務省調査で得られた細目計数を、別途抽出により調査した商品類型別分割比率を用いて分割することとします。

第4 特掲項目の記入要領

普通会計の特掲項目（別表3）は、歳出の目的別では「目」に該当し、特掲項目として記載される係数は、上記第1～第3の係数の内書きとなります。

特掲項目の記入については、調査対象である個々の施設について、総務省調査の計数を商品類型区分に従って分割し、記入することとします。